

宮城県公報

宮 城 県
 (総務部私学文書課)
 宮城県仙台市青葉区
 本町三丁目8番1号
 電話 022(211)2267
 (毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

ページ

○県の発行する印刷物の販売に関する規則の一部を改正する規則 (県政情報公開室)	一
○特定疾患に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則 (疾病・感染症対策室)	二
○先天性血液凝固因子障害等に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則 (同)	二
○筋萎縮性側索硬化症の患者に係る介護人派遣費用交付規則の一部を改正する規則 (同)	三
○県有林規則の一部を改正する規則 (森林整備課)	四
○道路管理規則の一部を改正する規則 (道路課)	四
○特定民間再開発事業等認定事務施行細則の一部を改正する規則 (建築宅地課)	五
○特定の民間再開発事業認定事務施行細則の一部を改正する規則 (同)	五
訓 令 甲	
○県有林巡視員服務規程を廃止する訓令 (森林整備課)	五
告 示	
○市町の廃置分合に伴う郡及び市の人口 (市町村課)	五
○町の廃置分合に伴う町の人口 (同)	六
○市町の廃置分合に伴う郡及び市の人口 (同)	六
○宮城県土地利用基本計画の変更 (土地対策課)	六
○特定非営利活動法人の設立の認証申請 (NPO活動促進室)	七
○救急医療機関の認定 (医療整備課)	七
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定(二件) (障害福祉課)	七
○宮城県認証食品認証基準の策定(二件) (食産業振興課)	七
○宮城県認証食品認証基準の改正 (同)	九

規 則

○県営土地改良事業計画の縦覧 (農村振興課)	一〇
○県営土地改良事業の完了 (同)	一〇
○県営土地改良事業の換地処分 (農村整備課)	一〇
○道路の区域変更(二件) (道路課)	一〇
○道路の供用開始 (同)	一一
○都市計画区域の変更 (都市計画課)	一一
○土地区画整理組合の事業計画変更の認可 (同)	一一
○都市計画事業の認可 (同)	一一
○土地改良区役員の退任の届出 (東部地方振興事務所)	一一
公安委員会	
○宮城県警察組織規則の一部を改正する規則 (同)	一二
○警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則 (同)	一四

県の発行する印刷物の販売に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成二十一年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十三号

県の発行する印刷物の販売に関する規則の一部を改正する規則

県の発行する印刷物の販売に関する規則(平成十年宮城県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条を削る。

第三条中「決定したときは、販売価格を、原価及び販売に要する費用を勘案して知事が定める」を「決定し、印刷物を県民等に販売しようとするときは、印刷物の種類、数量及び販売価格を定めるものとする」に改め、同条を第二条とする。

第四条中「販売価格」を「販売」に、「第一条の規定により指定された」を「印刷物の販売を行う場所として指定した」に、「公表に係る」を「販売を決定した」に改め、同条を第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(代金の納入方法)

第四条 有償印刷物の代金は、現金により納入しなければならない。ただし、有償印刷物の購入を希望する者(以下「購入者」という。)が、国、地方公共団体その他公共団体及び公共的団体である

ときは、知事が発行する納入通知書により納入することができる。
第五条を削る。

第六条の見出しを「(郵送等による購入申込み等)」に改め、同条第一項を次のように改める。

購入者は、郵送等により有償印刷物の購入を希望する場合には、有償印刷物購入申込書(別記様式)を提出しなければならない。

第六条第二項中「購入する者」を「購入者」に改め、同条を第五条とする。

第七条を削り、第八条を第六条とする。

第九条を削り、第十条を第七条とする。

別記様式中「(第6条関係)」を「(第5条関係)」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

特定疾患に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十四号

特定疾患に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則

特定疾患に係る医療費用交付規則(平成十二年宮城県規則第九十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改める。
様式第一号中

保 険 種 別	政府管掌・船員・組合・共済・後期高齢・国保(一般・退職・組合)		
被保険者証発行機関	被保険者(本人・家族)		
保 険 者 番 号	記号・番号		

保 険 種 別	全国健保・船員・組合・共済・後期高齢・国保(一般・退職・組合)
被 保 険 者 等	本人・家族(扶養者：生計中心者・その他)・国保一般

被保険者証発行機関	
保 険 者 番 号	記号・番号

改める。

様式第七号中「改正職掌」を「全国健保」に改める。

様式第十一号中「保険種別 社会保険・国民健康保険・後期高齢者」を

「保険種別 (本人・家族)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の特定疾患に係る医療費用交付規則の規定による様式第一号、様式第七号及び様式第十一号で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の特定疾患に係る医療費用交付規則の規定によるものとみなす。

先天性血液凝固因子障害等に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十五号

先天性血液凝固因子障害等に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則

先天性血液凝固因子障害等に係る医療費用交付規則(平成十二年宮城県規則第九十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改める。
様式第六号中

保険の別	国共済・後期・介護	円	社会保険等負担割合	円	7割・8割・9割その他()	円
治療に要した総医療費						

保険の別	国保・全国健保・組合・船員・共済	円	社会保険等負担割合	円	7割・8割・9割その他()
	国保・介護				

診療に類した 総医療費	円	療養費 負担分	円	療養費 負担分	円
----------------	---	------------	---	------------	---

改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の先天性血液凝固因子障害等に係る医療費用交付規則の規定による様式第六号で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の先天性血液凝固因子障害等に係る医療費用交付規則の規定によるものとみなす。

筋萎縮性側索硬化症の患者に係る介護人派遣費用交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十六号

筋萎縮性側索硬化症の患者に係る介護人派遣費用交付規則の一部を改正する規則

筋萎縮性側索硬化症の患者に係る介護人派遣費用交付規則（平成十二年宮城県規則第九十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中、「を常時介護している家族」を、「の家族のうち、主として当該在宅療養者を常時介護する者」に、「理由により」を、「ため」に改める。

第二条第二号中、「理由により」を、「ため」に改める。

第三条中、「その者の」及び「のうち介護人派遣費用を負担するもの」を削る。

第六条中、「在宅療養者又はその者の介護家族」を、「受給者」に改める。

第七条第一項中、「受給者が次の各号のいずれかに該当することとなった」を、「次の各号に掲げる受給者の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。

一 在宅療養者 次に掲げるとき。

イ 入院期間が三月を超えるとき。

ロ 人工呼吸器の装着を中止し、又は中断したとき。

ハ 県内の市町村の住民基本台帳から削除されたとき。

二 介護家族 県内の市町村の住民基本台帳から削除されたとき。

様式第一号中

利用日	年	月	日	・	年	月	日	・	毎週	曜日
-----	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----

利用日	年	月	日	・	年	月	日	(月	回)
-----	---	---	---	---	---	---	---	----	----

氏名	姓	別	性別	男・女
	氏名	別		
住所				
電話番号	0	8		
医療機関名				

氏名	姓	別	性別	男・女
	氏名	別		
住所				
電話番号	0	8		
医療機関名				

を「介護家族」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の筋萎縮性側索硬化症の患者に係る介護人派遣費用交付規則の規定による様式第一号で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の筋萎縮性側索硬化症の患者に係る介護人派遣費用交付規則の規定によるものとみなす。

県有林規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十七号

県有林規則の一部を改正する規則

県有林規則（平成元年宮城県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条から第八条までを一条ずつ繰り上げる。

第九条中第二項を削り、第三項を第二項とし、同条に次の一項を加え、同条を第八条とする。

3 前二項に定めるもののほか、極印の取扱いについては、別に定める。

第十条を第九条とし、第十一条から第十三条までを一条ずつ繰り上げる。

別記様式中「（第九条関係）」を「（第八条関係）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

（委任）

2 この規則の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

道路管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十八号

道路管理規則の一部を改正する規則

道路管理規則（平成七年宮城県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「完成写真」を「次に掲げる書類」に改め、同条に次の各号を加える。

一 工事施工中及び完成後の写真

二 その他知事が必要と認める書類

様式第三号を次のように改める。

様式第三号（第4条関係）

しゅん工届 年 月 日

道路管理者

殿

届出者 住 所

氏名又は名称

連絡先（電話番号）

次のとおりしゅん工したので、届け出ます。

1 承認又は許可の年月日 宮城県（ ）指令第 号

2 指 令 番 号 名

3 工 事 箇 所

4 工 事 箇 所

5 工 事 期 着 工 年 月 日

しゅん工 年 月 日

（添付書類）

工事施工中及び完成後の写真その他知事が必要と認める書類

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則による改正後の道路管理規則第四条の規定は、この規則の施行の日以後に提出された工事のしゅん工の届出について適用し、同日前に提出された工事のしゅん工の届出については、なお従前の例による。

特定民間再開発事業等認定事務施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十九号

特定民間再開発事業等認定事務施行細則の一部を改正する規則

特定民間再開発事業等認定事務施行細則(昭和五十九年宮城県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第九号中、「同条第四項第二号」を、「同条第五項第一号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

特定の民間再開発事業認定事務施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十号

特定の民間再開発事業認定事務施行細則の一部を改正する規則

特定の民間再開発事業認定事務施行細則(平成二年宮城県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第一条中、「第二十条の二第十一項及び第三十八条の四第二十項」を、「第二十条の二第十三項及び第三十八条の四第二十二項」に改める。

第二条第一項中、「第二十条の二第十一項又は第三十八条の四第二十項」を、「第二十条の二第十三項又は第三十八条の四第二十二項」に改め、同条第二項第九号中、「同条第四項第二号」を、「同条第五項第二号」に改める。

第四条第二号中、「第三十一条の二第二項第十号又は第六十二条の三第四項第十号」を、「第三十一条の二第二項第十一号又は第六十二条の三第四項第十一号」に改める。

様式第一号及び様式第二号中、「第20条の2第11項」を、「第20条の2第13項」に、「第38条の4第20項」を、「第38条の4第22項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第二号

県有林巡視員服務規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県有林巡視員服務規程を廃止する訓令

県有林巡視員服務規程(昭和四十五年宮城県訓令甲第十九号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に県有林規則の一部を改正する規則(平成二十一年宮城県規則第十七号)による改正前の県有林規則(平成元年宮城県規則第四十七号)第四条第一項の県有林巡視員である者については、廃止前の県有林巡視員服務規程第三条の規定は、この訓令の施行後も、なおその効力を有する。

告 示

○宮城県告示第二号

平成十八年三月三十一日から古川市、志田郡松山町、同郡三本木町、同郡鹿島台町、玉造郡岩出山町、同郡鳴子町及び遠田郡田尻町を廃し、その区域をもって新たに大崎市を置くことに伴う地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百七十六条第一項及び第百七十七条第一項の規定による遠田郡及び大崎市の人口は、次のとおりである。

なお、平成十七年宮城県告示第五百七十三号(市町の廃置分合に伴う市の人口)は、廃止する。

平成二十一年三月十七日

変更した地域の名称	市町村名	変更した地区	変更の内容
遠田郡 四四、七三九人 大崎市 一三八、四九一人 ○宮城県告示第二百一十号		宮城県知事 村 井 嘉 浩	平成十八年一月一日から遠田郡小牛田町及び同郡南郷町を廃し、その区域をもって新たに美里町を置くことに伴う地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十七条第一項の規定による美里町の人口は、次のとおりである。 なお、平成十七年宮城県告示第九百八十六号（町の廃置分合に伴う町の人口）は、廃止する。 平成二十一年三月十七日
美里町 二六、三一九人 ○宮城県告示第二百一十号		宮城県知事 村 井 嘉 浩	平成十八年三月三十一日から気仙沼市及び本吉郡唐桑町を廃し、その区域をもって新たに気仙沼市を置くことに伴う地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十七条第一項及び第七十七条第一項の規定による本吉郡及び気仙沼市の人口は、次のとおりである。 なお、平成十七年宮城県告示第九百八十七号（市町の廃置分合に伴う市の人口）は、廃止する。 平成二十一年三月十七日
本吉郡 三〇、二三三三人 気仙沼市 六六、四二三人 ○宮城県告示第二百一十号		宮城県知事 村 井 嘉 浩	国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第一項の規定により定められた宮城県土地利用基本計画の一部を変更したので、同条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。 その関係図書は、宮城県庁（企画部土地対策課）、関係市役所及び関係町役場において縦覧に供する。 平成二十一年三月十七日
変更した地区及び変更内容		宮城県知事 村 井 嘉 浩	

岩沼森林地域	岩沼市	字八手庭境田及び字八手庭新道北の各一部、字八手庭南谷地、字八手庭上新道、字八手庭中谷地、字大平上平、字大平中平、字大平堤田、字大平堤下、字大平浜道、字大平中谷地、字大平新田、字大平二反田、字大平新道南、字小平柳田、字小平一又、字小平永野、字小平下平、字鷺足新又、字鷺足鷺田、字鷺足新鷺田、字山中田、字山寺橋田、字山寺美田及び字山寺横田の全部、字山寺平沼、字山寺稻生、字山寺稻美、字山寺豊田、字山寺堀込、字山寺雁小屋、字山寺雁田、字山寺桜木、字山寺町下、字山寺大道及び字山寺北籠田の各一部並びに字山寺沼端、字山寺立沼、字山寺桜堤及び字山寺道北の全部	四百三十五ヘクタールを拡大
加美農業地域 仙台農業地域	加美町 仙台市	下川原向の全部及び木伏の一部若林区荒井字遠藤、同字御散田、同字鎌沼下、同字上目南、同字沓形、同字小荒井東、同字浜田西、同字東、同字平堀、同字平堀東、同字広瀬、同字広瀬東、同字広瀬前、同字福在家、同字舞台、同字南原田及び同字矢取東の各一部	七ヘクタールを拡大 三十四ヘクタールを縮小
涌谷森林地域 大和森林地域 仙台森林地域	涌谷町 大和町 仙台市	太白区茂庭字字塚、同字熊野、同字御所川、同字新熊野、同字新御所川、同字曾根、同字西、同字東及び同字本郷の各一部 上郡字八郎崎の一部 鶴巣小鶴沢字金壇の一部 青葉区西花苑一丁目一部 泉区大沢一丁目、同二丁目及び同三丁目の各一部	二ヘクタールを縮小 二ヘクタールを縮小 二ヘクタールを縮小 四十一ヘクタールを縮小
岩沼森林地域	岩沼市	志賀字石山、同字熊野、長岡字栗木平東及び同字西坪の内の各	二ヘクタールを縮小

一部

○宮城県告示第二百四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。
平成二十一年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人U.P.Slope

一 代表者の氏名 橋 一雄

二 主たる事務所の所在地 仙台市宮城野区原町五丁目六番十五号

三 定款に記載された目的 この法人は、国際交流や芸術活動を通して、地域社会の芸術文化の進展および国際理解の推進を図るとともに、国際的視野を有する人材を育成し、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十一年二月二十六日

○宮城県告示第二百五号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。
平成二十一年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
宮城県立循環器・呼吸器病センター	栗原市瀬峰根岸五五・二	平成二十一年三月十五日	平成二十四年三月十四日

○宮城県告示第二百六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。
平成二十一年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四二二六〇〇一六五	梨花	生活介護	社会福祉法人	平成二十一

宮城郡利府町加瀬字川迎二十八・一

嶋福祉会

年四月一日

○宮城県告示第二百七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。
平成二十一年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号

○四一五二〇〇五八三

事業所の名称及び所在地

フルハウス
仙台市泉区南光台東三丁目十一番三十五号

指定障害福祉サービスの種類

生活介護

設置者名

特定非営利活動法人フルハウス

指定年月日

平成二十一年四月一日

○宮城県告示第二百八号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第三条第一項の規定に基づき、魚介藻類佃煮・甘露煮等の認証基準を次のように定めたので、同条第二項の規定により公表する。
平成二十一年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

（適用の範囲）

魚介藻類佃煮・甘露煮等の認証基準

第1 この基準は、宮城県内で製造された魚介藻類佃煮・甘露煮等に適用する。

（定義）

第2 この基準において、魚介藻類佃煮・甘露煮等とは、宮城県内に水揚げされた魚介藻類をしょうゆ及び砂糖等の調味料で煮つめ、保存性を高めたものをいう。

（品質及び品質表示）

第3 魚介藻類佃煮・甘露煮等の品質及び品質表示の基準は、加工食品品質表示基準（平成12年農林水産省告示第513号）に定めるもののほか、次の表のとおりとする。

区 分	基 準	
	品 位	固有の食味、風味及び色沢が良好であること。
原料魚介藻類		宮城県内に水揚げされた新鮮な魚介藻類であること。

品 原	原料魚介藻類 以外の原料	次に掲げるもの以外のもを使用していないこと。 1 ショウゆ 2 砂糖 3 味噌 4 みりん 5 酒類 6 塩 7 水あめ 8 寒天 9 香辛料 10 香味付けのための農林産物
	食品添加物	使用していないこと。ただし、原料魚介藻類以外の原料に含まれるものを除く。
表示	原料原産地及びその表示方法	「宮城県産」又は「宮城県〇〇使用」等の宮城県産であることが分かる表現を、容器又は包装の見やすい箇所に記載していること。

(製造管理)

第4 食品衛生法(昭和22年法律第233号)その他関係法令を遵守し、適切な製造管理を行うこと。

(認証方法)

第5 認証のための適合審査は、宮城県認証食品認証要綱(平成17年宮城県告示第900号)に基づき行う。

塩 産

1)の如し、平成11年(昭和三十四年)の如し。

○同産地産品

宮城県認証食品認証要綱(平成17年宮城県告示第900号)第3条第1項の規定により、農産物産物の認証基準を次のとおり定めること。同条第1項の規定により公表する。

平成11年(昭和三十四年)

同産地産品 塩 産

農産物産物の認証基準

(適用の範囲)

第1 この基準は、宮城県内で製造された農産物産物に適用する。

(定義)

第2 この基準において、農産物産物とは、農林産物又はこれに水産物を加えたもの(水産物の使用量が農林産物の使用量より少ないものに限る。)を味噌、しょうゆ若しくは塩等を用いたものに漬けたもの又はこれを干したものをいう。

(品質及び品質表示)

第3 農産物産物の品質及び品質表示の基準は、農産物産物の日本農林規格(平成17年農林水産省告示第1752号)、加工食品品質表示基準(平成12年農林水産省告示第513号)及び農産物産物品質表示基準(平成12年農林水産省告示第1747号)に定めるもののほか、次の表のとおりとする。

品 位	区 分		基 準
	原 料	食 品 添 加 物	
原料農林産物 以外の原料	原料農林産物 以外の原料	食品添加物	1 宮城県内で生産されたものであること。 2 「もろぎゅうり漬」にあつては、ぎゅうりの生果実の長さが10センチメートル以上15センチメートル以下のものであること。
原料農林産物 以外の原料	原料農林産物 以外の原料	食品添加物	1 次に掲げるもの以外のもを使用していないこと。 (1) 味噌 (2) ショウゆ (3) 塩 (4) 砂糖 (5) みりん (6) 氷砂糖 (7) はちみつ (8) 酒類 (9) 酒かす (10) ぬか類 (11) こうじ (12) 醸造酢 (13) 梅酢 (14) 香辛料 (15) 香味付けのための水産物及び農林産物 2 梅干しにあつては、漬込みに使用する食塩の量は、原料梅の重量の20%以下とすること。
原料農林産物 以外の原料	原料農林産物 以外の原料	食品添加物	使用していないこと。ただし、原料農林産物以外の原料に含まれるものを除く。

表示	原料原産地及びその表示方法	「宮城県産」又は「宮城県〇〇使用」等の宮城県産であることが分かる表現を、容器又は包装の見やすい箇所に記載していること。
----	---------------	---

- (製造管理)
- 第4 食品衛生法(昭和22年法律第233号)その他関係法令を遵守し、適切な製造管理を行うこと。
(認証方法)
- 第5 認証のための適合審査は、宮城県認証食品認証要綱(平成17年宮城県告示第900号)に基づき行う。

- 1 1の告示で、平成二十一年三月十七日から施行する。
(平成十七年宮城県告示第十八号及び平成十八年宮城県告示第六百七十一号の施行)
2 次に掲げる告示は廃止する。

- 1 平成十七年宮城県告示第十八号(梅干しの認証基準)
2 平成十八年宮城県告示第六百七十一号(ももやぶりの漬物の認証基準)
(平成十七年宮城県告示第十八号及び平成十八年宮城県告示第六百七十一号の廃止に伴う経過措置)
3 1の告示の施行の際現に前項の規定による廃止前の平成十七年宮城県告示第十八号及び平成十八年宮城県告示第六百七十一号と同一の認証を取つた食品等とみなす。

- 宮城県告示第六百七十一号
平成二十一年宮城県告示第六百四十三号(ジャム類の認証基準)の一部を次のように改正したのと
同様に認証食品認証要綱(平成十七年宮城県告示第九百号)第三條第四項の規定により運用する
第二項の規定により公表する。
平成二十一年三月十七日

第二項の「等」(マークシートにおいて、使用した果皮の果実全体に対する割合が通常の果実が有する果皮の割合を超える場合にあっては、その超える部分に相当する果皮を除く。)を「等」(マークシートにおいて、使用した果皮の果実全体に対する割合が通常の果実が有する果皮の割合を超える場合にあっては、その超える部分に相当する果皮を除く。)

第三項「基準は、」の「ジャム類の日本農林規格(昭和63年農林水産省告示第524号)、加工食品品質表示基準(平成12年農林水産省告示第513号)及びジャム類品質表示基準(平成12年農林水産省告示第1637号)に定めるもののほか、」の「次の」の「マークシート」の「表の」を「」の「表の」に改め、第三項の「」を「」に改め、

次の

区分	基準	
	品位	可溶性固形分
果実等含有率	40%以上であること。(ただし、ブルーベリージャムの場合のみ35%以上とする。)	<p>1 1種類の果実等を使用したジャムにあっては45%(使用した果実等がいちご以外のベリー類、あんず、ばら又はまるめるである場合にあっては35%)以上であること。</p> <p>2 2種類以上の果実等を使用したジャムにあっては、1に規定する基準値を当該果実等の配合の割合に応じて加重平均して得た数値以上であること。</p>
原料原産地及びその表示方法	「宮城県産」又は「宮城県〇〇使用」等の宮城県産であることが分かる表現を、容器又は包装の見やすい箇所に記載していること。	<p>次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。</p> <p>1 宮城県内で生産された果実、野菜又は花卉</p> <p>2 糖類</p> <p>3 はちみつ</p> <p>4 レモン果汁</p>

第三項の「」を「」に改め、
第4 食品衛生法(昭和22年法律第233号)その他関係法令を遵守し、適切な製造管理を行うこと。
第二項「宮城県特別表示食品認証要綱(平成6年宮城県告示第592号)」の「宮城県認証食品認証要綱(平成17年宮城県告示第900号)」に改め、

- 1 1の告示で、平成二十一年三月十七日から施行する。
2 1の告示の規定の施行の際現に前項の規定により運用する第二項の規定による認証を取つた食品等とみなす。

○宮城県告示第二百十一号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営田中地区土地改良事業（ため池等整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十一年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称
 土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十一年三月十七日から平成二十一年四月十四日まで

三 縦覧場所

岩沼市役所及び柴田町役場

○宮城県告示第二百十二号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十一年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事了年月日
中下	特定農業用管水路等特別対策事業	平成二十一年一月二十九日

○宮城県告示第二百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

平成二十一年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

枝野地区

二 処分の年月日

平成二十一年二月二十三日

○宮城県告示第二百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年三月十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 丸森柴田線

三 道路の区域

変更の区間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	後		
角田市尾山字松橋二六番地先から 同市枝野字北島九番四地先まで	前	後	九・四 一〇・五	一一三・〇
	後	前		
角田市尾山字松橋一七番地先から 同市尾山字松橋一九番一地先まで	前	後	—	—
	後	前		

○宮城県告示第二百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年三月十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線 名 寄井蔵王線
三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		備考
村田町大字沼辺字竹の内前三六七番一 地先から 同町大字沼辺字竹の内前二二〇番一 地先まで		後A	前A B	敷地の幅員 (メートル) 敷地の延長 (メートル) 備考
		一〇・五〇 一四・五〇	九・五〇 一一・五〇	一〇五・〇 九七・五〇
		一〇五・〇	敷地の区分を いう。	上記A及び Bは、関係図 面に表示する

○宮城県告示第二百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年三月十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十一年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	弘川町向線	本吉郡南三陸町歌津字弘川一五〇番一 地先から 同郡同町歌津字弘川一五〇番五 地先まで	平成二十一年 四月八日

○宮城県告示第二百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第一項の規定により、山元都市計画区域を次のとおり変更した。

平成二十一年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画区域の名称
山元都市計画区域

二 都市計画区域の変更に係る土地の区域

1 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域
山元町字八手庭境田及び字八手庭新道北の各一部、字八手庭南谷地、字八手庭上新道、字八手庭中谷地、字大平上平、字大平中平、字大平堤田、字大平堤下、字大平浜道、字大平中谷地、字

大平新田、字大平二反田、字大平新道南、字小平柳田、字小平二又、字小平永野、字小平下平、字鷺足新又、字鷺足鷺田、字鷺足新鷺田、字山中田、字山寺橋田、字山寺美田及び字山寺横田の全部、字山寺平沼、字山寺稻生、字山寺稲実、字山寺豊田、字山寺堀込、字山寺雁小屋、字山寺雁田、字山寺桜木、字山寺町下、字山寺大道及び字山寺北麓田の各一部並びに字山寺沼端、字山寺立沼、字山寺桜堤及び字山寺道北の全部

○宮城県告示第二百十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十一年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

名取市愛島東部第二土地区画整理組合

二 事務所所在地

名取市愛島笠島字野田二十九番地十三街区八画地

三 設立認可の年月日

平成十一年十二月十日

四 変更認可の年月日

平成二十一年三月十一日

○宮城県告示第二百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成二十一年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称
岩沼市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類
仙塩広域都市計画道路事業

2 名称

三・四・一六七号 駅前大通線
事業施行期間

平成二十一年三月十七日から平成二十五年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

宮城県若沼市館下一丁目及び館下三丁目地内

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第二百一十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、登米市東和町土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。

平成二十一年三月十七日

宮城県東部地方振興事務所

所 長 和 泉 長 衛

退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職等
平成二十年十一月二十四日	阿 部 康 明	登米市東和町米谷字荒馬沢八一番地	理事

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第2号

宮城県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月17日

宮城県警察組織規則の一部を改正する規則

宮城県公安委員会委員長 藤崎 三郎助

宮城県警察組織規則（昭和37年宮城県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中

総 務 部 広 報 課

情 報 管 理 課	情 報 管 理 課
県 民 応 接 課	県 民 応 接 課

を

総 務 部 装 備 施 設 課	装 備 施 設 課
県 民 広 報 課	県 民 広 報 課
情 報 管 理 課	情 報 管 理 課

に改

め、同条第4項の表中

総 務 課 宮城県警察公安委員会補佐室	宮城県警察公安委員会補佐室
宮城県警察監査室	宮城県警察監査室
計 課 宮城県警察施設装備室	宮城県警察施設装備室
宮城県警察自動車整備工場	宮城県警察自動車整備工場
広 報 課 宮城県警察音楽隊	宮城県警察音楽隊

を

総 務 課 宮城県警察公安委員会補佐室	宮城県警察公安委員会補佐室
宮城県警察取調べ監督室	宮城県警察取調べ監督室
計 課 宮城県警察監査室	宮城県警察監査室
装 備 施 設 課 宮城県警察自動車整備工場	宮城県警察自動車整備工場
県 民 広 報 課 宮城県警察音楽隊	宮城県警察音楽隊

に改

め、県民応接課の項を削り、生活安全企画課の項を次のように改める。

生活安全企画課	宮城県警察犯罪抑止対策室
---------	--------------

第3条第4項の表中機動捜査隊の項を削る。
第5条総務課の項中第6号を第10号とし、同項第5号中「公安委員会補佐室」の次に「及び取調へ監督室」を加え、同号を同項第9号とし、同項中第4号を削り、第3号の次に次の5号を加える。

- (4) 公印の管守に関する事。
- (5) 法令案等の審査に関する事。
- (6) 公文書の管理に関する事。
- (7) 情報公開に関する事。
- (8) 個人情報保護に関する事。

第5条会計課の項第3号中「財産及び」を削り、同項第4号から第6号までを削り、同項第7号中「、施設整備室及び自動車整備工場」を削り、同号を同項第4号とし、同項の次に次の1項を加える。
整備施設課

- (1) 警察装備に関する事。
 - (2) 警察通信の使用及び管理に関する事。
 - (3) 財産の管理及び処分に関する事。
 - (4) 庁舎の営繕に関する事。
 - (5) 自動車整備工場の運営に関する事。
- 第5条広報課の項中「広報課」を「県民広報課」に改め、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。
- (2) 警察安全相談及び苦情に関する事。
- 第5条県民広接課の項を削る。
第6条生活安全企画課の項第5号中「安全安心推進室及びストーカー・DV対策室」を「犯罪抑止対策室」に改める。
第6条の2地域課の項第8号中「及び検問所」及び「地域警察官が配置されていないときは除く。」を削る。

第7条機動捜査隊の項中第3号を削り、第4号を第3号とする。
第17条第1項の表中

交通指導課	交通事故捜査指導官	交通指導課長の命を受け、適正な交通事故事件捜査に関する事務等を掌理し、交通指導課長を補佐する。ただし、交通指導課長が命ぜられた場合は、その事務を掌理し、交通指導課長を補佐する。
-------	-----------	--

を

交通事故被害者支援官	被害者支援に関する事務等を掌理し、交通事故被害者支援官を補佐する。ただし、交通事故被害者支援官が命ぜられた場合は、その事務を掌理し、交通事故被害者支援官を補佐する。
------------	--

を

交通事故事件捜査班班長	交通事故事件捜査に関する事務等を掌理し、交通事故事件捜査班班長を補佐する。ただし、交通事故事件捜査班班長が命ぜられた場合は、その事務を掌理し、交通事故事件捜査班班長を補佐する。
被害者連絡調整官	交通事故被害者等の被害者支援に関する事務等を掌理し、交通事故被害者支援官を補佐する。ただし、交通事故被害者支援官が命ぜられた場合は、その事務を掌理し、交通事故被害者支援官を補佐する。

に改

め、

生活安全企画課	情報発信官	生活安全企画課長の命を受け、各種犯罪情報等の分析、県民に対する情報発信等に関する事務を掌理し、生活安全企画課長を補佐する。
---------	-------	---

を削

り、

捜査第一課	検視補佐官	捜査第一課長の命を受け、死体の検視、検視等の事務を整理し、捜査第一課長を補佐する。
-------	-------	---

を

捜査第一課	検視補佐官	捜査第一課長の命を受け、死体の検視、検視等の事務を整理し、捜査第一課長を補佐する。
交通指導課	交通事故鑑識官	交通指導課長の命を受け、交通事故鑑識に関する事務を整理し、交通指導課長を補佐する。

に改

め、同条第2項中「宮城県警察公安委員会補佐室」の次に「宮城県警察取調へ監督室」を加え、「宮城県警察安全安心推進室、宮城県警察ストーカー・DV対策室」を「宮城県警察犯罪抑止対策室」に改め、「宮城県警察広域機動捜査班に班長を」を削り、同条第6項の表中

会計課	会計調査官	会計課長の命を受け、課の所掌に係る出納事務及び監督業務に関する専門的な調査、研究及び指導を行うとともにこれらの事務を掌理し、会計課長を補佐する。
施設調査官		会計課長の命を受け、課の所掌に係る財産の取得及び管理業務についての専門的な調

を

査、研究及び指導を行うとともにこれらの事務を掌理し、会計課長を補佐する。

会計課	会計調査官	会計課長の命を受け、課の所掌に係る出納事務及び監査事務についての特長的な調査、研究及び指導を行うとともにこれらの事務を掌理し、会計課長を補佐する。ただし、事務を掌理し、会計課長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、総務部長を補佐する。
装備施設課	施設調査官	装備施設課長の命を受け、課の所掌に係る財産の取得及び管理事務についての特長的な調査、研究及び指導を行うとともにこれらの事務を掌理し、装備施設課長を補佐する。ただし、事務を掌理し、総務部長を補佐する。
県民広報課	相談指導官	県民広報課長の命を受け、県民広報課の所掌事務のうち警察、県民広報課長を補佐する。ただし、総務部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、総務部長を補佐する。

め、同条第8項中「宮城県警察施設装備室に室長を、宮城県警察相談センター及び」を削る。

第18条第3項の表中「(宮城県警察施設装備室装備係及び宮城県警察自動車整備工場整備係を除く。)を「及び同部装備施設課(施設係、管財係及び庁舎管理係に限る。)」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第17条第1項の改正規定

「生活安全企画課	情報発信官	生活安全企画課長の命を受け、各種犯罪情報等の分析、県民に対する情報発信等に関する事務を掌理し、生活安全企画課長を補佐する。
----------	-------	---

削る部分を除く。)は、平成21年3月26日から施行する。

○宮城県公安委員会規則第3号

警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則の一部を次のように定める。

平成21年3月17日

宮城県公安委員会委員長 藤崎 三郎助

警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則

警察署の下部機構に関する規則(昭和29年宮城県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

別表第1中

「 東仙台交番 仙台市宮城野区東仙台一丁目18番36号 在 」

「 東仙台交番 仙台市宮城野区東仙台二丁目18番36号 改 」

める。

別表第2中

「 仙台北警察署 熊ヶ根駐在所 仙台市青葉区熊ヶ根字町一番の四4番地の3 在 」

「 仙台北警察署 熊ヶ根駐在所 仙台市青葉区熊ヶ根字町一番の四14番地の3 改 」

「 若柳警察署 有壁駐在所 栗原市金成有壁大日前32番地8 在 」

「 若柳警察署 有壁駐在所 栗原市金成有壁大日前32番地10 改 」

「 藤尾駐在所 角田市尾山字横町6番地1 在 」

「 藤尾駐在所 角田市尾山字横町6番地3 改 」

「 亶理警察署 荒浜駐在所 亶理郡亶理町荒浜字西木倉121番地9 在 」

「 亶理警察署 荒浜駐在所 亶理郡亶理町荒浜字御狩屋102番4 改 」

める。

別表第4仙台南警察署の表若林区中央幹部交番の項中「、南小泉(八軒小路を除く。)」を削り、同表荒井交番の項中「遠見塚東」の次に「、南小泉(梅木)」を加え、同表郡山交番の項中「郡山」を

「郡山（悪土を除く。）」に改め、同表八木山交番の項中「八木川香澄町」を「八木山香澄町」に、「八木川弥生町」を「八木山弥生町」に改め、同表長町交番の項中「鹿野本町」の次に「、郡山（悪土）」を加える。

別表第4 仙台北警察署の表八幡交番の項中「、三居沢及び仁田谷地（仙山線北側）を除く。）」を「及び三居沢を除く。）」員ヶ森一丁目から員ヶ森六丁目まで」に、「国見五丁目」を「国見六丁目」に改め、同表中山交番の項中「員ヶ森一丁目から員ヶ森六丁目まで、」及び「、国見ヶ丘一丁目、国見ヶ丘六丁目、国見ヶ丘七丁目」を削り、同表愛子交番の項中「落合五丁目」を「落合六丁目」に、「栗生五丁目」を「栗生七丁目」に改め、「宮入」の次に「、北内」を、「芦見」の次に「、辺田」を加え、「、志田」及び「、遠野原」を削り、「、屋敷前及び山神」を「及び屋敷前」に改め、同表南吉成交番の項中「荒巻（仁田谷地（仙山線北側））」を削り、「（東北自動車道の東側） 吉成西（東北自動車道の東側）及び黒森山（東北自動車道の東側））」を削り、「（東北自動車道の東側） 吉成西（東北自動車道の東側））」を「及び吉成西」国見ヶ丘一丁目から国見ヶ丘七丁目」に改め、同表熊ヶ根駐在所の項中「、上原」を削り、「芦見」の次に「、辺田」を加え、「、志田」及び「、遠野原」を削り、「、屋敷前及び山神」を「及び屋敷前」に改め、同表大沢駐在所の項中「中田西」の次に「、下窪」を加え、「下清水下、下窪」を「下清水下」に、「要害」を「権現森山（東北自動車道の東側）」に、「権現森山（東北自動車道の東側） 吉成東（東北自動車道の東側） 吉成西（東北自動車道の東側）及び黒森山（東北自動車道の東側）」を「吉成東及び吉成西」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定及び別表第2の改正規定は公布の日から施行する。